



## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J マート・オギノ諏訪店

諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2613-1 ほか

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半 J マート

東京都新宿区四谷1-4 綿半野原ビル

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1

### 3 変更した事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)J マート	宮前 享	東京都三鷹市野崎1-20-20

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)綿半 J マート	石坂 健一	東京都新宿区四谷1-4 綿半野原ビル

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)J マート	宮前 享	東京都三鷹市野崎1-20-20

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)綿半 J マート	石坂 健一	東京都新宿区四谷1-4 綿半野原ビル

### 4 変更した年月日

平成29年4月1日ほか

### 5 届出年月日

平成30年1月26日

### 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

### 7 縦覧の期間

平成30年2月19日から平成30年6月19日まで

### 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

### 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェストプラザ長野

長野市大字南長野末広町1355-5

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ウェストプラザ長野

長野市大字南長野末広町1355-5

### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
未定		
(有)グリーンコンタクト	大久保 洋子	長野市大字南長野末広町1355-5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ドン・キホーテ	大原 孝治	東京都目黒区青葉台2-19-10
(有)グリーンコンタクト	大久保 洋子	長野市大字南長野末広町1355-5

### 4 変更した年月日

平成29年9月1日

### 5 届出年月日

平成30年2月7日

### 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年2月19日から平成30年6月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年2月19日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 許可番号

平成30年1月18日 長野県指令29都第30-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字屋敷添2493-3、2493-7、2493-9

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘吉田557-10 ビックソルトヒルA109

柴山千皓、柴山弥紅

都市・まちづくり課

### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年2月19日

長野県長野建設事務所長 竹内敏昭

1 許可番号

平成29年9月8日 長野県長野建設事務所指令29長建第98-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小山字南原3-3、3-4、3-435、3-438の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂1230番地50

信越商事株式会社 代表取締役 上沢広光

都市・まちづくり課